

## 地球温暖化対策実行計画に基づく措置の実施の状況

### 1. 令和 2 年度の点検・評価結果の総括

当広域連合では、法令に基づき算定される「温室効果ガス総排出量」の削減だけでなく、低炭素社会の構築に向けて社会全体として温室効果ガスの排出量の削減につながる措置に取り組んでいます。

次表に記載のとおり、基準年度に比べ令和 2 年度は、「温室効果ガス排出量」が 29.7% 増となりました。

これを受け、当広域連合では職員に周知するとともに、自動車燃料使用量の削減に向けたより一層の取り組みを実施します。

### 2. 温室効果ガス総排出量及び主要な目標の状況

温室効果ガス総排出量とその削減のための措置に関する主要な目標の状況を次表に示します。

令和 2 年度の二酸化炭素排出量は、1,757.5 (kg-CO<sub>2</sub>) であり、基準年度に比べ 31.0% 増でした。メタン排出量は、2.2 (kg-CH<sub>4</sub>) であり、基準年度に比べ 4.8% 増でした。一酸化窒素は、70.6 (kg-N<sub>2</sub>O) であり、基準年度に比べ 5.8% 増でした。

その主な要因としては、公用車での出張回数の増加や平均走行距離が伸びたことによる走行距離の増加等が挙げられます。

目標	年度	実績値		目標値
		基準年度	最新実績	
		平成 28 年度	令和 2 年度	平成 34 年度
温室効果ガス総排出量※		1,410.7	1,830.3	1,340.0
二酸化炭素排出量		1,341.9	1,757.5	1,274.6
メタン排出量		2.1	2.2	1.9
一酸化二窒素		66.7	70.6	63.5

※ 温室効果ガス総排出量とは、異なる種類の温室効果ガスの排出量を、それぞれが地球温暖化をもたらす強さの程度に応じて二酸化炭素の量に換算して合計した量です。地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項で定義されており、その算定方法は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）で定められています。